

滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室再使用取扱要領

滋賀県北部産業技術共創センター（以下、「センター」という。）技術開発室の使用期間については、滋賀県北部産業技術共創センター技術開発室使用要綱（以下、「要綱」という。）第11条に定められているが、使用中の企業（以下、「既使用企業」という。）の再使用に関して以下のとおり定める。

第1 既使用企業の再使用について

- (1) 技術開発室の使用期間終了後、既使用企業が再使用を希望する場合、使用期間の満了日の6か月前までに、要綱第6条に基づき、技術開発室使用計画書（以下、「使用計画書」という。）を提出しなければならない。ただし、既に使用許可済の「使用計画書」（以下、「既使用計画書」という。）と同一または類似の「使用計画書」の提出はできないものとする。
- (2) 県は前(1)において、「使用計画書」と「既使用計画書」の相違がわかる書類（様式任意）の提出を既使用企業に求めることができる。
- (3) 前(1)に基づいて「使用計画書」が提出され、使用が許可された後に、「既使用計画書」と同一または類似の計画であることが判明した場合には、県は使用許可を取り消すことができる。
- (4) 既使用企業の再使用は、1回を限度とする。
- (5) 過去に使用していた企業が、再度の使用を希望する場合は、使用終了後1年を過ぎての使用申請であれば新規使用申請企業として取扱い、使用申請可能とする。

第2 再使用の可否

技術開発室の使用期間の更新又は既使用企業の再使用の可否については、研究開発の進捗状況及び成果、関係法令及び本要綱の遵守状況、技術開発室の使用態度及び安全管理の状況、施設の有効活用並びに固定化防止の観点その他管理運営上必要な事項を総合的に勘案して判断するものとする。

第3 その他

この要領に定めるもののほか、技術開発室の再使用に関し必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、令和8年10月22日から施行する。